

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は急速に進んでおり、平成19（2007）年10月1日現在、総人口は、1億2,777万人で、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,746万人（総務省統計局「推計人口」）となり、高齢化率も21.5%となっています。今後、いわゆる団塊の世代が高齢者となるなど、平成27（2015）年の65歳以上人口は現在より約1.2倍の約3,400万人に達すると推測されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県将来推計人口」（平成19年5月推計））。高齢化率も26.9%となり一層の高齢社会に移行していきます。

このような急速な高齢化のなか、要介護者を社会で支える仕組みとして発足した介護保険制度は、要介護・要支援認定者やサービスの利用者数が制度発足時から倍増するなど順調に定着が図られてきています。

平成18年度には、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加など、高齢社会の進展に伴う新たな課題に対応するとともに、制度の持続可能性を確保するため、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上等の見直しが行われたところです。

奈良県では、介護保険制度がスタートして以降、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向を明確にし、また市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、奈良県老人保健福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画を策定しました。

また、平成17年度には、介護保険事業支援計画が3年を一期として策定することとされたこと、また、老人保健福祉計画が介護保険事業支援計画と整合性をもって見直しすることとされたことから、所要の見直しを行い、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「奈良県高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業支援計画」を策定しました。

このたび、平成21年度から平成23年度までの計画を策定するものですが、高齢者の健康づくりや高齢者包括ケアを内容とする「奈良県高齢者福祉計画」については、「奈良県地域医療等対策協議会健康長寿部会」で検討を行っている「健康の保持・増進」、「高齢者や障害者の地域ケア体制の構築」と密接に関連があり、その議論が継続していること、また、高齢者等の生活実態の把握を十分に行う必要があることから、平成21年度にわたって具体的内容を議論・検討し、平成22年度からの計画として策定します。

「第4期介護保険事業支援計画」は、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保をすすめる重要性もあり、介護保険料の改定に併せて平成21年度から平成23年度までの計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に基づき、『都道府県介護保険事業支援計画』として策定するものです。

また、介護保険事業支援計画は、市町村が策定する介護保険事業計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を広域性・専門性などの視点から支援する計画とします。

(2) 他の計画との関連

この計画の推進にあたっては、「健康なら21計画」、「奈良県保健医療計画」、「県医療費適正化計画（仮称）」、「奈良県住生活基本計画」等保健・医療・福祉はもとより幅広い分野における各種計画等との連携を図ります。

3. 計画の期間

「第4期介護保険事業支援計画」の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年とします。

4. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

この計画の作成については、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から委員を構成して、幅広い意見を聴きながら進めました。

(2) 「奈良県地域医療等対策協議会健康長寿部会」での議論の反映

この計画の作成については、「奈良県地域医療等対策協議会健康長寿部会」での議論を反映させています。

(3) 県民意見の反映

① 奈良県介護サービス利用実態調査の実施

平成18年4月の制度改正により予防重視型システムが導入され、新予防給付が創設されました。計画の策定にあたって、新予防給付に関する基礎資料とするため、平成19年度に「介護サービス利用実態調査」（新予防給付に関するアンケート調査）を実施し、介護予防給付サービスを受けている方を対象として実態

把握を行いました。

② パブリックコメントの実施

この計画は、県の施策に関する基本的な計画策定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続きに関する指針(平成14年4月1日施行)」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させています。

5. 計画の進行管理

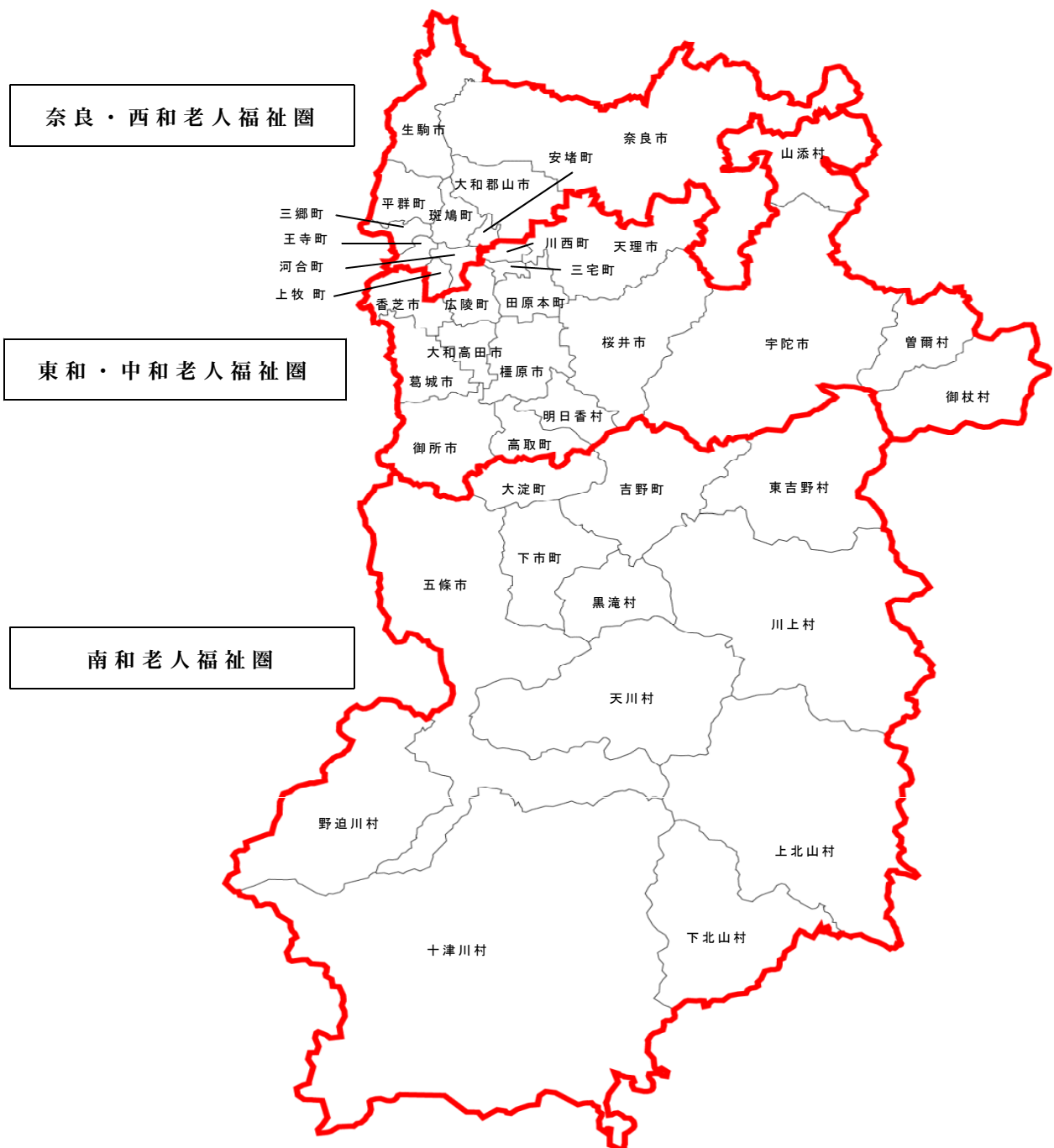
この計画は、市町村及び関係機関、関係団体等とも連携を図りながら、その実施状況を点検し、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」に意見を求めながら、計画の円滑な推進を図ることとします。

6. 圏域の設定

介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人福祉圏域(老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう。)として取り扱うものとされています。

この計画については、医療法に基づく2次医療圏(医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。)と整合性を図り、「奈良・西和老人福祉圏」、「東和・中和老人福祉圏」及び「南和老人福祉圏」の3つの老人福祉圏域を設定しました。

圏 域 名	市 町 村
奈良・西和老人福祉圏 (奈良保健医療圏+西和保健医療圏)	奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和・中和老人福祉圏 (東和保健医療圏+中和保健医療圏)	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、広陵町
南和老人福祉圏 (南和保健医療圏)	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村



7. 奈良県介護サービス利用実態調査の実施

① 調査目的

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、今年で10年目を迎え、広く定着してきたところです。その間、平成18年4月には、制度施行後初めての大きな制度改正を迎え、予防重視型のシステムが導入され、新予防給付が創設されました。

このような状況のもと、「奈良県介護サービス利用実態調査」は、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業支援計画策定にあたり、新予防給付に関して基礎資料を得ることを目的に実施しました。

② 調査内容等

i 調査対象者

- ・ 要支援1及び2の認定者のうち、平成19年12月1日現在、介護予防サービスを受けている者を対象とし、県内39市町村の協力により無作為抽出により実施しました。

ii 調査方法

- ・ アンケート用紙の郵送による調査

iii 抽出方法

- ・ 無作為抽出により実施することとし、以下の条件で標本数（643）を設定し、各市町村ごとに按分した数に市町村別の基本調査数を加えました。
 - 母集団 要支援認定者1及び2
 - 目標精度 5%
 - 信頼率 95%
 - 目標回収率 60%
 - 基本調査数 市：10、町：5、村：3

iv 主な調査内容

- ・ 本人及びその家族の状況について
- ・ 訪問調査、予防プラン、ケアマネジャーについて
- ・ 介護予防サービスの利用状況、利用サービス別の満足度について
- ・ 介護予防サービスについての改善要望、苦情等について

v 調査期間

- ・ 平成19年12月～平成20年1月

③ 配付・回収状況

	配付数	回収数	回収率	目標回収率
奈良県全体	874	596	68.2%	60%

④ 調査結果

P22～26の【平成19年度介護サービス利用実態調査の調査結果の概要と分析】
をご覧ください。

